

相手国政府・相手国国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (年月日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
スリランカ	スリランカ民主主義共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とスリランカ民主主義共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な画	800,000千円 -----	2020.7.8 コロンボ (同日)	日本側 杉山明在スリランカ大使 スリランカ側 S・R・アッテナイカレ財務・経済・政策策定省次官	2020.8.6 301号
スリランカ	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とスリランカ民主主義共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な画	269,000千円 2028.12.31まで	2020.7.13 コロンボ (同日)	日本側 杉山明在スリランカ大使 スリランカ側 S・R・アッテナイカレ財務・経済・政策策定省次官	2020.8.6 303号
スリランカ	スリランカ民主主義共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とスリランカ民主主義共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な画 政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	200,000千円 -----	2020.7.13 コロンボ (同日)	日本側 杉山明在スリランカ大使 スリランカ側 S・R・アッテナイカレ財務・経済・政策策定省次官	2020.8.6 308号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については定めないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。